

学研高山地区第2工区地権者の会だより

創刊号 平成30年12月

『学研高山地区第2工区地権者の会』が発足

「学研高山地区第2工区地権者の会」の設立総会が平成30年11月17日（土）午後2時より、生駒市役所4階大会議室にて開催され、正式に発足しました。

設立総会には、地権者（代理人含む）101名が出席（委任状283名）し、生駒市長の挨拶、設立発起人の紹介のあと、議案について審議し、賛成多数で承認いたしました。また、学研推進機構中川常務理事をお招きし、「学研都市の現況とこれからの方向性について」をテーマに記念講演をいただきました。

開催概要

1. 市長挨拶
2. 設立経緯の説明
3. 議事
 - 第1号議案 会則について
 - 第2号議案 活動方針について
 - 第3号議案 役員の選任について



4. 講演

公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構 まさのり 中川雅永常務理事
「学研都市の現況とこれからの方向性について」



◆学研高山地区第2工区地権者の会 とは・・・？

地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とした、地権者による地権者のための組織です。

本年8月、設立発起人から全地権者に向け地権者の会への参加を呼びかけ、現在、500名を超える地権者が、地権者の会に加入しています。

◆議案について

第1号議案「会則について」、第2号議案「活動方針について」、第3号議案「役員の選任について」を審議し、賛成多数で承認されました。

会則（抜粋）

（目的）

第2条 本会は、地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とする。

（会員資格）

第4条 本会の会員資格は、学研高山地区第2工区内に土地の所有権又は借地権を有する者とする。

（議決権）

第5条 会員は各1個の議決権を有する。

（活動内容）

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地権者意向の把握
- (2) まちづくりに関する調査・研究
- (3) まちづくりに関する連絡・調整
- (4) まちづくりに関する広報及び啓発
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 32名以内

2 役員は本会会員の中から互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。

（総会）

第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めたとき又は会員の1/3以上から請求があったとき招集するものとする。

3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会）

第12条 役員会は第7条の役員で組織する。

3 役員会は、過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

役員一覧

名 前（敬称略）

有山正彦	久保國子（代理：久保昌城）	中田忠彦	森口美代（代理：森口愛征）
岩前 勲（代理：岩前剛充）	柴田正彦	中田建彦	森田起一
岩松佑治（代理：岩松信子）	白川久一	廣岡 毅（代理：廣岡正一）	山岡正美
逢阪 充	滝本康司	古川武良	山中康光
大谷俊夫	田中 彰	古川佳昌	山本利昭
奥田庄作	吉川愛子（代理：谷口隆一）	松山治幸	吉岡照子（代理：吉岡正純）
久保幸作	中井武平	丸山正幸（代理：丸山千鶴）	上武建設株式会社
久保左元	中井靖郎	村田卓司	生駒市

活動方針

地権者の意向集約・合意形成を図りつつ、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とし、地権者の意向把握やまちづくりに関する調査・研究、情報や課題の共有、本会の活動内容の広報等を行うことを活動方針とする。

質疑・意見

Q.地権者の会が設立されたが、生駒市は地権者と事業者の面がある。生駒市の意見ばかりが反映されないよう、地権者の会では生駒市以外の声を出来るだけ吸い上げて進めて欲しい。

A.アンケート等を行い地権者個々の意向を伺いながら進めていきます。

Q.役員は地権者全体からの互選ではなく、地区ごとに選出し役員になってもらいたい。

A.地区ごとで役員が少なくとも2名は配置されるように発起人会で議論し、役員案を提案させていただいています。

Q.地権者の加入状況が50%程度とあるが、この状況をどう捉えているのか。

A.地権者の半数の方はまだ未加入ではありますが、その方たちが事業の推進に反対であるとは捉えていません。今後も継続して参加を呼びかけて参りますので、会員の方におかれましてもお知り合いの地権者の方がおられましたら、お声かけいただきますようお願いいたします。

Q.地権者の加入状況等について、地権者が在住している地区で分けているようだが、所有している地区でも分ける必要があるのでは。

A.現在は、地権者の会の役員などを選出するにあたり在住地区で分けて考えていますが、今後、計画を進めていく中で、第2工区内の所有地についての区分も必要になると考えています。

○高山第2工区が京都府や他市町に対抗できるような案を持って事業方法を決定していった欲しい。

講演

講師：中川^{まさのり}雅永氏（関西文化学術研究都市推進機構常務理事）
テーマ：「学研都市の現況とこれからの方向性について」

本日は第2工区地権者の会設立おめでとうございます。
学研促進法の施行から30年が経過し、推進機構では今後の学研の発展について「新たな都市創造プラン」を策定しました。

けいはんな学研都市として、「世界の未来への貢献」や「知と文化の創造」の役割を担い、筑波研究学園都市にはない要素を取り入れ、今後の発展に向け新しい価値を生み出す必要があると考えております。

学研都市はこれまでの研究機関から、近年は「ものづくり」を取り入れた研究開発型産業施設や、東日本のバックアップ機能として企業の立地が進み、精華・西木津地区には提供できる土地がなくなってきております。

今後の学研都市全体の課題としては、主に道路や鉄道のインフラ整備を進める必要があります。また、未開発クラスターについては、各々、特色あるまちづくりを進めていく必要があります。高山地区は先行の精華・西木津地区と連担し、学研都市の中心として大きなクラスターにしていくべきであると考えております。開発は遅れましたが、1週遅れのトップランナーになることを意識したまちづくりに期待しております。



市長あいさつ

高山地区第2工区のまちづくりをしっかりと進めていくことが、生駒市全体、奈良県、関西全体の将来の一つの柱になって行くという強い思いを持って、なるべく速やかに第2工区を具体化していくことが、市長としての何よりの責任であると覚悟を決めているところであります。

第2工区の開発は遅れてしまいましたが、その間の社会の色々な変化をしっかりとこの開発に盛り込み、最先端の技術と高山のすばらしい自然が融合するような開発が出来れば、少し時間がかかった分も取り戻す形ですばらしい地域に出来ると思っております。

この事業は生駒市のみならず関西にとっても最重要事項だと思っており、地権者の皆様や開発の事業を行う専門家の皆様のお力を借りながら、前向きにしっかりと進めて参ります。



第1回役員会

地権者の会設立総会后、第1回役員会を開催し、地権者の会だよりの作成や今後の予定、新たな会員の募集方法、地権者の会ホームページ等について意見交換を行いました。



現在も引き続き地権者の会への加入を募っておりますので、下記事務局までご連絡ください。

地権者の会の詳細につきましては「第2工区地権者の会」をご覧ください。(http://www.city.ikoma.lg.jp/0000015693.html)

お 願 い

次のような場合は、下記事務局までご一報いただきますようお願いいたします。

- ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

発 行：学研高山地区第2工区地権者の会
事務局：生駒市都市整備部都市計画課学研推進室
電 話：0743-74-1111(内線573) FAX：0743-74-9100
E-mail：chikensyanokai@city.ikoma.lg.jp

